

裾野市屋外広告物規制図

【凡例】

特別規制地域	第1種	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
	第2種	●文化財保護法、静岡県文化財保護条例、裾野市文化財保護条例に指定された地域※1 ●東名高速道路及び新東名自動車道の全区間、道路及び鉄道のうち、市長が指定する区間 ●道路及び鉄道の市長が指定する区間の路端から1,000メートル以内の地域のうち市長が指定する区間
普通規制地域	第1種	●都市公園、官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院及び公衆便所の敷地内 ●特別規制地域の指定されていない範囲
景観形成型屋外広告物整備地区	第1種	●地区計画※2
	第2種	●自然公園（特別地域）
		●道路及び鉄道沿い等における規制地域の設定（路端から50m以内）

※1：富士山・源頼朝の井戸の森・須山浅間神社社叢・屏風岩柱状節理・五竜の滝・景ヶ島溪谷・アシタカツジ原生群落・クスノキ林・田向十二社神社社叢・葛山城址・葛山居館跡・宗紙墓所については、別途区域が指定されている
 ※2：裾野駅西地区、裾野南部地区の地区計画区域内は看板及び広告物は自己の敷地内において自己の施設のためのものに限る

【許可申請手続きの範囲】

		自家広告物			道標、案内図板 その他公衆の利便に 供することを 目的とする広告物	一般広告物
		一事業所、営業所等当たりの表示面積の合計				
		5㎡以内	10㎡以内	10㎡超		
特別規制地域	第1種	表示(設置)可 許可申請不要 (条例第6条第2項第1号)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第6条第4項)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第6条第5項)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第6条第5項)	表示(設置) できません
	第2種	表示(設置)可 許可申請不要 (条例第6条第2項第1号)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第6条第4項)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第6条第5項)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第6条第5項)	表示(設置) できません
普通規制地域	第1種	表示(設置)可 許可申請不要 (条例第5条第2項第1号)		表示(設置)可 許可申請必要 (条例第5条)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第5条)	表示(設置)可 許可申請必要 (条例第5条)

